

浄化槽の法定検査・保守点検・清掃

県では10月1日の浄化槽の日を含む10月を「浄化槽強調月間」と定め、環境保全と公衆衛生の向上に努めています。

浄化槽の使用には、維持管理として次のことが法律で義務付けられています。

◆法定検査

毎年一回、法定検査を受ける必要があります。法定検査は、県知事が指定した検査機関のみが行うことができます。

▼申込み（社）愛知県浄化槽協会

☎052・481・7160

◆保守点検

定期的に保守点検を行わなければなりません。浄化槽の機能を確認し、必要に応じて修理してください。県指定事業者のみ委託できます。県指定業者はお問い合わせください。

◆清掃

毎年一回以上の清掃が必要です。

浄化槽の機能を最大限に発揮するために、槽内の汚泥などを取り除いてください。町許可事業者にのみ委託できます。

▼申込み 豊衛工業株式会社 ☎28・0524

▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916

固定資産（土地・家屋）の申告

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税します。

土地の利用状況を変更した場合や家屋を取り壊した場合、翌年度から税額が変更になることがありますので、町へご連絡ください。

▼住宅用地の申告・確認

住宅の敷地に供されている土地（住宅用地）には、固定資産税・都市計画税の特例が適用されることになっています。町では、住宅用地の適用漏れや誤りがないよう現況確認等を行っていますが、特例の適用状況について疑問がある場合は、お問い合わせください。また、事務所や倉庫を住宅に改築し、新たに住宅用地となった場合等は申告書の提出をお願いします。

▼家屋の取壊し

取り壊した年の内に法務局へ滅失登記をしていただくことで、町への届出は不要になります。登記手続きが年を越してしまう場合は、年内に町へご連絡ください。

未登記の家屋を取り壊した場合は、町へ届出をしてください。

▼未登記家屋の名義変更

速やかに町へ届出をしてください。添付書類が必要となりますので、詳細はお問い合わせください。

▼問合せ 税務課課税係 ☎28・2434

住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の特例

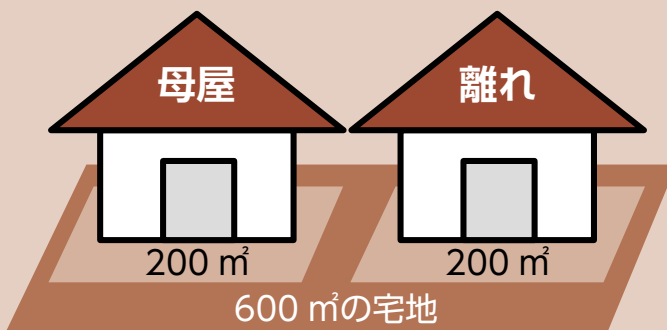
住宅用地は税負担軽減のため、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて税額を計算します。特例による軽減率は下表のとおりです。

区分		特例率	
		固定資産税※	都市計画税※
小規模住宅用地	住宅1戸につき200㎡まで	価格の6分の1	価格の3分の1
一般住宅用地	上記以外の住宅用地	価格の3分の1	価格の3分の2

※本則課税標準額

計算例

600㎡の土地に住宅が2戸ある場合



小規模住宅用地

住宅2戸 × 200㎡ = 400㎡

一般住宅用地

全体の地積600㎡ - 小規模住宅用地400㎡ = 200㎡

土地の評価額が1,800万円のときの計算例（負担水準1.0の場合）

①小規模住宅用地の固定資産税課税標準額

評価額1,800万円 × 400㎡ / 600㎡ × 特例率1/6 = 200万円

②一般住宅用地の固定資産税課税標準額

評価額1,800万円 × 200㎡ / 600㎡ × 特例率1/3 = 200万円

③固定資産税額の計算

①②の合計400万円 × 税率1.4% = 56,000円